■ 高齢者福祉課

●高齢者の福祉・老人ホームに関すること ●介護保険に関すること ※利用者負担はサービス費用の1~3割です。

◆ 高齢者福祉係

※ 直通 21-1463

【 生きがい対策 】

	同一地域に居住するお	老人クラブを通じて高齢者の教養の向上、健康の増進、	老人クラブへの加入申込みや問
	おむね60歳以上の方20	並びにレクリエーション等による地域社会との交流を図	い合わせは、各町内の老人クラ
	人以上で結成	ります。	ブヘご連絡ください。
老人クラブ育成		(各地区の老人クラブ、別府市老人クラブ連合会では、	総合的な老人クラブ活動につい
		独居高齢者の友愛訪問活動、社会奉仕活動、健康増進活	てのお問合せ先
		動、生きがい各種レクリエーション活動、福祉バス研修	別府市老人クラブ連合会事務局
		を行っています。)	Tel 76-5647
		高齢者の健康づくりと親睦交流を図ります。	加入申込みは町内のゲートボー
 ゲートボール普及		・ゲートボール場	ルクラブ(地区によっては自治
ノ ドホ ル自及		市営野口原ゲートボール場 8面	会、老人クラブ等)へお問合せく
		その他市内	ださい。
敬老行事	70歳以上の方	・敬老週間(9月中旬)に実施され、70歳以上高齢者へ	
以七川事	(翌年3月31日現在)	優待実施施設案内を配布します。	
長 寿 祝 金	100歳の誕生日にお祝訪	問時に100,000円を支給します。	高齢者福祉課へお問合せください。
及分加並	誕生日現在、住民登録だ	が1年以上の方が対象です。	
	別府市に住民登録があ	高齢者の社会参加の促進及び移動手段の確保を目的に、	≪販売場所≫
	る70歳以上の方	市内路線バスで使用できる回数券(額面2千円分)を	高齢者福祉課
		千円で販売します。	亀川・朝日・南部出張所
ひとまもり・おでかけ		【対象路線・区間】	≪必要書類≫
支援事業		大分交通㈱と亀の井バス㈱が運行する路線バスで別府市	本人確認書類、印鑑
		内の区間	※受付期間等については高齢者
		販売価格:1冊千円(額面2千円分)	福祉課までお問合せください。
		販売冊数:1人12冊まで	

【 生活支援対策 】

	土冶又		× 1			
<u></u>	\ - T	74	*	65歳以上の高齢者のみ の世帯	体力の低下や認知症などにより大量のごみを捨てること が出来ず、長期放置状態で不衛生になった高齢者世帯に	高齢者福祉課、地域包括支援 センターへお問合せください。
生援	活 助	改 事	善業	の世帝 (市民税非課税)	が山来り、長期が直が思いて開土になった高齢有世帯に対し、清掃撤去作業業務を提供し快適な居住空間を保つ	センダーへの向音せください。
3/2	293	7"	~	(叩氐忧羽禄忧)	対し、海伊爾本作業業務を提供し快適な店住空间を休り ことを目的としています。	
				0 (5 lb ls 1 - A = # = # -		
				○65歳以上で介護認定	在宅で生活しており、布団を干す作業が困難で清潔が保	高齢者福祉課、地域包括支援
				のあるひとり暮らし	てない高齢者に対し、衛生的な生活や環境を保持するこ	センター及びケアマネジャー
				高齢者	とを目的としています。	等へお問合せください。
寝	具 舞		濯	○75歳以上の高齢者の	・利用回数 同一年度2回まで利用可能	
Ť	_	ビ	ス	みの世帯	・サービス内容 敷き布団、掛け布団、毛布のうち	
				○在宅で要介護4・5	いずれか3点	
				の高齢者がいる世帯	・利用者負担 810円(1回につき)	
				(市民税非課税)		
				・65歳以上の単身者で	食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者等の居宅に食事	地域包括支援センター及びケア
				利用要件及び所得要	を定期的に届けるとともに、高齢者の安否確認を行います。	マネジャー等へご相談ください。
				件にあてはまる者等	(一般食) ・利用回数 1日1回、週6回まで(月~土)	
高	齢者	6 西2	食	・その他詳細はお問合	・費 用 利用者負担350円	
高サ		゚゙゙゙゙゙゙	え	せください。	(特別食) ・利用回数 1日1回、週7回まで(月~日)	
				-	・費 用 利用者負担500円	
					※特別食…塩分やタンパク質、脂質等に制限のある食事	
					※一般食、特別食ともに昼食の配食になります。	
				○所得要件に当てはま	ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に緊急通報装置を	 高齢者福祉課及び地域包括支援
				る下記の者等	貸与し、緊急時に対応します。	センターへお問合わせください。
緊急	急通報:	システ	<u>-</u> ᠘	・65歳以上の単身者	SC 3 G C SIGHIN (1-2)3/60 G G C S G	
"	J.,			・その他詳細はお問い	※通話料、電池代等は負担していただきます。	
				合わせください。	初回設置料については無料です。	
				65歳以上で介護保険の	度待、放置等による緊急事態で一時的に保護が必要な高	 高齢者福祉課又は地域包括支援
緊	急 対 ョート	 	型	適用を受けていない者	たけ、が直守による系心争恐で一時的に休暖が必安な局 齢者を特別養護者人ホームに預かり、福祉の向上と家庭	同断有価性殊又は地域已折又版 センターへお問合せください。
シ	ョート	・ステ	1	旭川で文けていない名		とファーへの向口とへたさい。
					土冶の女化で凶ることで日別としまり。	

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
	居宅で生活している65	連絡先などを記入した用紙(シート)を保管用容器に入	高齢者福祉課又は各地区の民生
緊急医療情報	歳以上のひとり暮らし	れ、冷蔵庫の中に保管する事により、緊急時に救急隊や	委員へお問合せください。
キット配布	又は65歳以上のみで構	支援者等が駆け付けた際、迅速かつ適切な救助活動の手	
	成される世帯等	助けになるようにします。	
	市内居住者で四親等内	身寄りがないなどの理由で申立をすることが困難な方の	高齢者福祉課、地域包括支援セン
成年後見制度利用支援事業	の親族がない者又は市	保護を図るため、法定後見(後見、保佐、補助)の申し立	ター又は別府市成年後見支援セン
利用支援事業	長が認めた者	てをします。また、申立費用等が負担できない場合、そ	ターへお問合せください。
		の費用を補助します。	
【認知症施策】			
	市内居住のおおむね65	登録番号の記載されたステッカーを交付し、連絡先や	高齢者福祉課、地域包括支援セン
	歳以上の者のうちひと	写真等の情報を別府警察署と情報共有します。	ター及びケアマネージャーへお問
	り歩きをするおそれの	交付するステッカーを靴のかかと等の見えやすいとこ	合せください。
オレンジステッカー	ある方等	ろに貼っていただくことで、保護された場合に身元確	<必要書類>
交 付 事 業		認ができ、早期に家族への連絡が可能になります。ま	申請書、個別調書、意見書、写真
		た、捜索時の早期発見の一助になります。	2枚(全身と胸より上が写っているもの)
			※意見書はケアマネージャー等に
			記載してもらう必要があります。
	40歳以上で、自宅で生	介護福祉士等のチーム員が自宅訪問等を行い、認知症	認知症初期集中支援チーム
	エーテレス製物点の 短	に関すて桂却担併な以西に内にて承込、サービフにつ	(则应士社会短礼办業会由) (=

認知症初期集中支 チ

いのある方で、次のい ずれかに該当する人 ・認知症の診断を受け ていない、または治療 を中断している ・医療サービスや介護

サービスを利用してい

・認知症の診断は受け たが介護サービスを中

活している認知症の疑|に関する情報提供や必要に応じて受診・サービスにつ なげる支援を行います。 認知症の初期の段階で、適切な医療につなぎ、診断後 の支援を行うことで地域での生活が継続できることを 目的としており、おおむね6か月でケアマネージャー 等へ支援の引継ぎを行います。

(別府市社会福祉協議会内)に ご相談、お問合せください。

Tel23-7000

・認知症の人のご家族 ・認知症に関心のある人

ない

断している ・認知症の人

市民全般

もの忘れが気になる方や介護しているご家族、認知症 に関心のある方などがつどい、レクリエーションやお 茶を飲みながらの交流ができる場です。 (開催日時) 毎月第3土曜日

(開催場所) 野口ふれあい交流センター (参加費) 100円・・・飲み物代 ※日時・場所が変更となる場合がありますので、事前 に高齢者福祉課にお問合せください。

参加を希望される場合は、高齢者 福祉課までお問合せ・お申込みく ださい。

※当日参加も可能です。

認知症サポーター 成 講座

オレンジカフェ別府

認知症について正しく理解し、偏見をもたず、認知症 の方や家族に対して温かい目で見守る事ができる「認 知症サポーター」を養成します。10人以上の団体に 講師を派遣して開催します。講座時間は90分です。

開催希望日の1か月前までに高齢 社福祉課へ申込み。

参加者を募集した講座の開催があ る場合は、市報等に掲載します。

認知症高齢者個人 賠償責任保険事業

ンジステッカー交付台帳に 登録されている方 ・市内に住所を有している方 ・在宅で生活をしている方

・認知症高齢者の日常生活

自立度Ⅱa以上等

・認知症の方で別府市オレ

別府市が保険契約者となり、認知症の人が日常生活に おける事故によって、法律上の損害賠償責任を負った 場合に、これを保障します。

事業を利用する場合は、認知症高 齢者個人賠償責任保険事業利用申 請書を提出してください。

(高齢者福祉課に申請書があります。)

別府市認知症高齢者 GPS機器購入費 成

認知症高齢者を介護する家 族又は親族(介護者)で、対 象高齢者のためにGPS機 器の購入又はレンタルをし

・市内に住所を有している方 ・ひとり歩きをするおそれ のある概ね65歳以上の方

・認知症高齢者の日常生活

自立度Ⅱ以上

とします。

- ・GPS機器及びその付属機器の購入に要する経費又は レンタルに要する初期費用(ただし、GPS機器に係る 月々の使用料、通信に要する費用及び検索費用等は除く) ・新規契約に伴う加入手数料又は登録手数料 ・助成金の額は、助成対象経費の額とし、2万円を上限
- ・助成金の交付を受けようとする 場合は、認知症高齢者GPS機器 購入費助成金交付申請書を提出し てください。

(高齢者福祉課に申請書があります。)

事業名	対象者	サービス内容等	手 続 き 等
【 家族支援対策 】			3 1/0 C 13
在宅高齢者介護者見舞金	在宅の70歳以上の高齢 者を常時介護している 方(市内在住1年以上)	介護保険要介護認定4又は5に判定された高齢者を居宅で常時1年以上介護している方に見舞金を支給します。 ※その他にも条件があります。(基準日10月1日) 見舞金額 年額 30,000円	申請書は高齢者福祉課及び各出 張所に用意しています。 受付は10月中、1か月以内です。
家族介護用品給付	65歳以上で要介護認定 4又は5に判定された 高齢者を在宅で介護し ている世帯 (市民税非課税世帯)	常時介護が必要な高齢者を在宅で介護している家族に対し介護の際に使用する介護用品を支給します。 ・助成額 月額 10,000円以内 ・対象品目 紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、 使い捨て手袋、ドライシャンプー等	高齢者福祉課及びケアマネジャーへお問合せください。 また、毎年度の申請及び介護 保険の認定有効期間切れに伴う申請が必要です。
【住宅対策】			
在宅高齢者住宅改造助成	○下記のいずれかに 該当する世帯 ・65歳以上の高齢者 のみの世帯 ・75歳以上の高齢者 がいる世帯 ・65歳以上の「要介護」 「要支援」と判定された 高齢者がいる世帯 ○所得要件に当てはま る市税完納世帯 ○その他詳細はお問合 せください。	介助を要する在宅高齢者のいる世帯で、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造する場合に、その経費を助成します。 ・助成額 対象工事費(上限60万円)の2/3 ※介護保険の「要介護」「要支援」の認定を持たれた方対象工事費(上限60万円)から介護保険の住宅改修費を控除した額の2/3 ・助成対象工事 高齢者のためのバリアフリー工事 ※すでに工事が実施されているものについては、助成の対象になりません。	申請書は高齢者福祉課に用意しています。 受付期間が不定期のため受付の有無は電話で高齢者福祉課にお問合せください。 《必要書類》 申請書 工事見積書 改造見取図及び写真 登記事項証明 市税完納証明
家 具 転 倒 防 止 器 具 取 付	70歳以上の高齢者のみの世帯	家具に転倒防止器具を取付け、災害時の被災を軽減します。 ・取付対象 タンス・食器棚 等(木造家具に限る) ・1対象世帯に対し3個以内	申請書は高齢者福祉課に用意しています。 ※借家等の場合、家主の承諾書必要です。 ※重度障がい者の方は障害福祉課へお問合せください。
【 老人ホーム 】			
養護老人ホーム	65歳以上の方 環境上の理由及び経済 的理由等により、居宅 での生活が困難な方	別府市内の養護老人ホーム ・シルバーホームはるかぜ (鶴見8組5 TeL26-1165) ・紅葉寮 (北中7組1 TeL66-5020) ・亀川和幸苑 (亀川東町11-1 TeL67-5200)	申込先 高齢者福祉課 Ta.21-1442 《必要書類》 申請書、診療内容表、収入申告書 戸籍謄本、介護保険証など ※配偶者、子の源泉徴収票また
		※本人の収入及び扶養義務者の課税額により、老人ホーム入所者負担金を別府市が徴収します。 また、本人及び扶養義務者の所得状況を毎年調査し、 その年度の負担金額を決定します。	は所得証明書の添付が必要な場合があります。 ※申請書、診療内容表等の書類は高齢者福祉課にあります。
【一般介護予防事	業のサービス】		
介護支援ボラン テ ィ ア 事 業	自主的な介護予防の 取組を行う方	高齢者の社会参加の促進及び地域貢献の奨励をおこない、ボランティアとして活動する高齢者本人の介護予防を推進するため、介護保険施設等でのボランティア活動に対してポイントを付与します。	別府市社会福祉協議会に申込み。 介護ボランティア手帳の交付を受け、ボランティア受入れ施設と活動日時や内容を決めて活動し、施設からポイントの付与を受けます。
◆ 介護保険給付		50~1153・1155・1156 ※ 直通 21-1463	
【一般介護予防事	業のサービス】 		地域包括支援センターを通じて

自 立 支 援 型 サービス支援事業	住民が主体となって実施している団体に運動、栄養、口 腔に関する指導者を派遣します。	地域包括支援センターを通じて 高齢者福祉課に申込み。詳しくは 高齢者福祉課までお問合わせくだ	
		さい。	

事業名 対象者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
---------	---------------	---------

【介護予防・生活支援サービス】

	2 3002 5		
①訪問介護従前相当サービス	 	利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援 や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場 合には、ホームヘルパーによる自立に向けたサービスが	
② 訪 問 型 サ ー ビ ス A	※事業対象者	提供されます。 ①は身体介助・生活支援・生活機能の向上支援のサービス ②は生活支援を主としたサービス	 サービスを利用される場合、地域
①通所介護従前相 当 サービス	要支援1・2	通所介護施設で、その人の目標に合わせた機能訓練や運動、レクリエーションなどを個別又は集団で提供するほか、食事や入浴といった日常生活上必要な支援を行いま	包括支援センター(一部居宅介護 支援事業所も可能)にケアプラン (介護予防サービス計画)を作成
② 通 所 型 サ ー ビ ス A	※事業対象者 	す。 ①は身体介助や動作訓練等専門性を要するサービス ②は閉じこもり予防を主としたサービス	してもらう必要があります。 ※認定申請をせずに、基本チェ
短期集中予防サービス	要支援1・2 ※事業対象者	リハビリの専門職員などが、日常生活動作等の改善のために必要なプログラム(運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上・生活動作訓練など)を、通所サービスと訪問指導のサービスとを組み合わせて、効果的に短期間(3ヶ月間を目安)で提供します。	ックリストによる簡易な手続きで「事業対象者」の判定を受け必要なサービスを利用することができます。
訪問型サービスB	要支援1・2 ※事業対象者 サービスを提供する	住民団体やNPO法人が主体となって企画運営する訪問による生活支援のサービス	
通所型サービスB	住民団体やNPOに 運営に係る費用の一 部を補助します	住民団体やNPO法人が主体となって企画運営する自主 的な通いの場での、体操やレクリエーション、茶話会、 交流などのサービス	

【在宅サービス】

		<u> </u>	
 訪問介護	 要介護1~5	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の	
1-3 /1 px	2/12/1	身体介護や調理・洗濯・掃除などの生活援助を行います。	
訪問入浴介護	 要介護1~5	要介護者の自宅を、入浴設備や簡易浴槽のある移動入浴	
奶间入冶기豉	女/1支! J	車で訪問し、入浴の介助を行います。	
人类マ叶针眼		自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から施設に	
介護予防訪問 入 浴 介 護	要支援1・2	おける浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問に	
/ /H // IX		よる入浴介助を行います。	
訪問看護	要介護1~5	主治医の指示に基づいて、看護師等が自宅を訪問し、	
初 内 1日 茂	女月茂 1~3	病状の観察をしたり床ずれの手当などを行います。	
		疾病などを抱えている人について、主治医の指示に基づ	
介護予防訪問看護	要支援1・2	き看護師等が自宅を訪問して、介護予防を目的とした療	サービスを利用される場合、居
		養上の世話や診療の補助を行います。	宅介護支援事業所や地域包括支援
訪問リハヒ゛リテーション	要介護1~5	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、	センターに、ケアプラン(介護
副門がた グノフェブ	女月暖 1・3	日常生活の自立を助けるためのリハビリを行います。	(予防)サービス計画)を作成して
A =# = 11 = 1 = 1		自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、	もらう必要があります。
介護予防訪問 リハビリテーション	要支援1・2	理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短	詳細については、要介護者は居
31,1233		期集中的なリハビリを行います。	宅介護支援事業所に、要支援者は
居宅療養管理指導	要介護1~5	医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが自宅を訪問	地域包括支援センターにお問合わ
卢 七原食自生用等	女月暖 1・3	し、療養上の管理や指導を行います。	せください。
介 護 予 防	要支援1・2	(要支援者の場合は、予防を目的とした療養上の管理や	
居宅療養管理指導	安义]及 1 2	指導になります。)	
通所介護	要介護1~5	通所介護施設に通い、食事・入浴の提供や日常動作訓練	
(デイサービス)	女月暖 1・3	・レクレーションなどが受けられます。	
通所リハヒ゛リテーション	 要介護1~5	介護老人保健施設や医療機関などに通い、理学療法士や	
(デ イ ケ ア)	女月茂 1 3	作業療法士によるリハビリテーションが受けられます。	
		介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生	
介護予防通所		活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテー	
リハビリテーション	要支援1・2	ションといった共通的なサービスを行うほか、その人の	
(デイケア)		目標に合わせた選択的なサービス(運動器の機能向上、	
		栄養改善、口腔機能の向上)を提供します。	

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
短期入所生活介護 (ショートステイ)	要介護1~5	短期間、介護老人福祉施設などに宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練などを受けることができます。	サービスを利用される場合、居 宅介護支援事業所や地域包括支援
介 護 予 防 短期入所生活介護 (ショートステイ)	要支援1・2	(要支援者の場合は、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などになります。)	センターに、ケアプラン(介護 (予防)サービス計画)を作成して
短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	要介護1~5	短期間、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上 のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを受ける ことができます。	もらう必要があります。 詳細については、要介護者は居 宅介護支援事業所に、要支援者は
介護予防 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)	要支援1・2	(要支援者の場合は、介護予防を目的とした医療上の ケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などになりま す。)	地域包括支援センターにお問合わ せください。
特定施設入居者生 活 介 護	要介護1~5	このサービスを受けられる有料老人ホームなどに入居 している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供し	利用を希望される場合、詳細は直 接施設にお問合わせください。
介 護 予 防特定施設入居者生 活 介 護	要支援1・2	ます。 (要支援者の場合は、介護予防を目的とした日常生活 の支援や介護となります。)	

【住宅サービス(生活環境を整えるサービス】

		心身の機能が低下した要介護者・要支援者に、日常生	※貸与用具のうち、①、②、③、
福祉用具貸与	要介護1~5	活の自立を助ける用具を貸し出します。	④、⑤、⑥、⑪、⑫については、
佃加加六貝子	安月設 「	(貸与用具) ①車いす、②車いす付属品、③特殊寝台、 原則として、要	原則として、要支援1・2、要介
		④特殊寝台付属品、⑤床ずれ防止用具、⑥体位変換器、	護1の人は利用できません。
		⑦手すり(工事を伴わないもの)、⑧スロープ(工事	また、⑬自働排泄処理装置につ
介 護 予 防	要支援1・2	を伴わないもの)、⑨歩行器、⑩歩行補助つえ、⑪認	いては、原則として、要支援1・2
福祉用具貸与	女又版 1	知症老人徘徊感知機器、⑫移動用リフト(つり具の部	要介護1~3の人は利用できませ
		分を除く)、⑬自働排泄処理装置	ん。
		排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。	※要介護状態区分にかかわらず
		(対象用具) 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能	支給限度 基準額10万円
居宅介護福祉	要介護1~5	部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり	(負担割合に応じた自己負担あり)
用具購入費	要支援1・2	具部分、排泄予測支援機器	
		※事前に指定された事業所で販売される特定福祉用具を	※事前に登録している事業者に
		購入した場合に限り、福祉用具購入費が支給されます。	限り受領委任払い方式あり。
		自宅における手すりの取り付けや段差解消など小規模な	※要介護状態区分にかかわらず
居宅介護住宅改修費	≖∧=#1 F	住宅改修費用を支給します。	支給限度 基準額20万円
	要介護1~5 要支援1・2	※住宅改修をする際は、あらかじめ市町村に申請書を	(負担割合に応じた自己負担あり)
	× > 1× 1	提出し審査を受ける必要があります。	※事前に登録している事業者に
			限り受領委任払い方式あり。

【介護保険 地域密着型(介護予防)サービス】

認知症対応型通 所 介 護	要介護1~5	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護	サービスを利用される場合、居宅
介 護 予 防認知症対応型 通 所 介 護	要支援1・2	ত ব	介護支援事業所や地域包括支援センターに、ケアプラン(介護 (予防)サービス計画)を作成して
地 域 密 着 型通 所 介 護	要介護1~5	定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。	もらう必要があります。
小規模多機能型居 宅 介 護	要介護1~5	「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせて、入浴、 排せつ、食事等の介護や機能訓練などが受けられます。 (要支援者の場合は、介護予防を目的とした入浴、	利用を希望される場合は、小規模 多機能型居宅介護(看護小規模多 機能型居宅介護)事業所に、ケア
介 護 予 防小規模多機能型居 宅 介 護	要支援1・2	排せつ、食事等の介護や機能訓練となります。)	プラン(小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護) 計画)を作成してもらう必要があ
看 護 小規模多機能型 居 宅 介 護	要介護1~5	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせること で、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護ケア を提供します。	ります。詳細は、「小規模多機能 型居宅介護事業所」にお問合せく ださい。
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	要介護1~5	日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により 居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常 生活上の緊急時の対応を行います。	サービスを利用される場合、居宅 介護支援事業所に、ケアプランを 作成してもらう必要があります。

事 業 名	対 象 者	サービス内容等	手 続 き 等
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	要介護1~5	認知症の状態にある要介護者等が5~9人で共同生活 をしながら、日常生活の支援や機能訓練を受けること ができます。	利用を希望される場合は、認知症 対応型共同生活介護事業所に直接
介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 (グループホーム)	要支援2	※要支援1の人は利用できません。	お問合わせ・お申込みください。
地 域 密 着 型 介護老人福祉施設 入所者生活介護 (小規模の特別養護 老 人 ホ ー ム)	要介護3~5	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所 する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サ ービスを受けられます。	入所を希望される場合は、施設に 直接お問合わせ・お申込みください。

【施設サービス】

介護老人福祉施設	要介護3~5	日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な	入所を希望される場合は、施設
(特別養護老人ホーム)	2/120	要介護者が入所します。	に、直接お問合わせ・お申込み
介護老人保健施設 要介護1~5		症状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な	ください。
月霞名八体健旭故 安月霞 1 5		要介護者が入所します。	
介 護 療 養 型	要介護1~5	急性期の治療が終わり、長期の療養が必要とする要介	入所を希望される場合は、施設
医療施設	女月受 1・3	護者のための医療施設です。	に、直接お問合わせ・お申込み
介護医療院	亜介誰1~5	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に	ください。
一月 夜 区 惊 阮	女川辰 ・3	提供する施設です。	

■ 子育て支援課 ●認可保育所·児童館·子育て支援センター·放課後児童クラブ

◆ 保育支援係 内線 1254~1258 ※ 直通 21-1427

【認可保育所について】

					保護者の就労や病気等	入所基準に基づき、入所の必要度の高い児童から順に	申請には次の書類が必要です。
					により、保育を必要と	入所を決定します。	●教育・保育給付認定申請書
					する児童	申込状況により、希望の保育所に入所できない場合も	●保育利用申込書
_			_		, 0,01	あります。	●入所理由を証明する書類
保	育所	ī の	入	所		保育料…4月1日時点で3歳以上の児童については、	※就労証明書・診断書等
			保育料が無料となります。	77 J.			
			また、3歳未満児のうち、戸籍上第2子以降				
						の児童も保育料が無料となります。	
7:1	_	/		—	な 巨 四 女 ギ ソ 亜 ナ 、 田 辛	各保育所において午後7時もしくは午後8時までの延長	各保育所にお問合せください。
22 長 保 音 延長保育が必要な児童		延長保育が必要な児里	保育を行っています。				
						餅ヶ浜保育園・別府あいむ保育園で日曜・祝日の休日保	保育支援係までお問合せください。
休	日	仔	呆	育	休日保育が必要な児童	育を実施しており、市内の認可保育所・認定こども園に	
						入所している児童が利用できます。	
					保育園や幼稚園に入所	保護者の勤務形態や傷病等の緊急な理由により家庭で	中央保育所
					していない児童	保育できなくなった時、また、育児疲れを解消したい	南町7番22号 TeL23-1759
						時などに一時的に預けられます。	内竈保育所
						(保育時間)8:00~18:00※日・祝・年末年始は利用不可	国立第2 Tel66-5466
						(利用料)4時間を超え8時間以下	鶴見保育所
						1,600円(給食費 別途200円)	荘園6組5 TEL24-7588
						4時間以下 800円	ナーサリープーアプー分園エテラ
						(申込み)右記保育所へ直接申し込み	石垣東2丁目5番12号 Tel80-7575
_	時	預	か	IJ		※右記以外に、余裕活用型一時預かりを行っている保育所	認定こども園
						もあります。	ひめやま幼稚園
						※最新の実施施設の情報は保育支援係にお問合せください。	大字野田78番地 Tel66-7851
						市のホームページにも掲載しています。	
						※下記は内容が異なりますので、詳細はお問合せください。	
				地域子育て支援センターすくすくルームふたば			
						石垣東4丁目5番4号 Tel22-9770	
D==	-	ю	/0	*	障がいのある児童	障がいのある児童の保育も行っておりますので、ご相談	保育支援係までお問合せください。
陣	害	冗	1禾	Ħ		ください。	

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
		子育て支援として、保育所に通っていない地域の親子に	
		保育所の園庭を開放し、遊び場の提供を行っています。	各保育所に、事前にご連絡ください。
公立保育所の	保育所に入所していな	また、保護者の育児不安の解消のため相談にも応じます	
園 庭 開 放	い就学前児童と保護者	開放日時…(中央保育所)月曜日~金曜日 9:30~11:00	
		(鶴見保育所)月曜日~金曜日 9:30~11:00	
		(内竈保育所)月曜日~金曜日 9:30~11:00	
	症状の急変は認められ	左記の対象者で、保護者が勤務等の都合で家庭での育児	病児保育室 青とそら
	ないが、病気の回復期	が困難な児童を一時的に保育及び看護します。	石垣東2丁目5番12号 Tel80-7878
	に至っていない小学校	(利用料金有) 5時間以内1人800円	病児保育室 せふてい
	6年生までの児童	5時間こえて8時間以内1人1,500円	石垣東10丁目1番20号 Tel76-5012
		給食費500円	
		(実施施設)	※実施施設に事前に連絡が必要です。
		病児保育室 青とそら	※かかりつけ医(小児科医)の診
		病児保育室(せふてい	断書が必要となります。(診断料
 病 児 保 育		(時 間) 8:00~18:00(土曜日は13:00まで)	は個人負担)
柄		令和3年10月1日から、大分県の病児保育事業の広域化が	①生活保護世帯②市町村民税非課
		スタートしました。大分県内に住所を有する方は、大分	税世帯の方は利用料(給食等に係る
		県内の対象の病児保育施設をご利用できます。	費用を除く)免除対象となります。
			対象の方は施設利用の際、施設へ
			の証明書等の持参、提示をお願い
			します。
			①生活保護世帯:生活保護受給者
			証及び診療依頼証
			②市町村民税非課税世帯:最新の世
			帯全員分の課税証明書(所得証明書)

◆ 事業支援係 内線 1251·1252·1253 ※ 直通 21-1427

【児童館・子育て支援センター・放課後児童クラブ】

【九重品 】月(又版ビノ) が休夜九重ノノノ						
	○市内居住の0歳~	児童に健全な遊びを指導する中で、社会性や自主性を	南部地域交流センター・南部児童館			
	小中学生	身につけるとともに、情操を豊かにする育成活動を行	南町7番22号 Tel26-3355			
	(未就学児は保護者同伴)	います。	北部児童館			
 児童館		南部地域交流センター・南部児童館、北部児童館、西部児童館	平田町14番24号 TeL27-6050			
		(時間) 9:00~18:00 (夏・冬・春休みの平日	西部児童館			
		(利用料金) 無料 8:30~18:00)	荘園6組5 TEL27-5553			
		光の園児童館親子の広場 9:00~18:00	光の園児童館親子の広場			
		(小学生は13:00~17:00)	荘園8組 TEL23-5511			
	○子育てしている保護	子育て家庭を支援するために、育児不安等の相談指導	北部子育て支援センター			
	者及び就学前児童	や子育てサークル等の育成・支援活動を行います。	「どれみ」国立第2 Tel66-8181			
	○妊婦	また、保育に関する情報等を提供します。	南部子育て支援センター			
		(時間) 北部子育て支援センター「どれみ」 9:00~17:30	「わらべ」南町7番22号 Tel25-0120			
		南部子育て支援センター「わらべ」 9:00~17:30	西部子育て支援センター			
子育て		西部子育て支援センター「べるね」 9:00~17:30	「べるね」荘園6組5 TeL27-1128			
支援センター			風のまち			
		地域子育て支援センター	西野口町8番30号 Tel27-5466			
		風のまち 10:00~16:00	すくすくルーム ふたば			
		すくすくルームふたば 9:00~14:00	石垣東4丁目5番4号 TeL22-9770			
		にじのひろば 9:30~16:30	にじのひろば			
			光町15番15号 TeL23-3801			
	○おねがい会員	会員による有償の相互援助活動	ファミリー・サポート・センター			
	市内に居住または事業所	保育所(園)や小学校までの子どもの送迎など。	(ほっペパーク内)			
	がある方で概ね3ヶ月以上	冠婚葬祭時等の預かり、その他育児のために必要な	荘園6組5			
別応去ファンリー	の乳幼児または小学生を	援助を行うこと。	Tel27-1189 Fax27-5556			
別府市ファミリー・ サ ポ ー ト ・	育児している人	(利用料金)	※事前に会員登録が必要です。			
センター事業	○まかせて会員	月~金曜日 7:00~19:00 1人1時間 500円	登録の申請には、保護者の			
	市内に居住している心身	上記時間以外と土・日・祝 1人1時間 600円	写真(2.4cm×3.0cm)2枚			
	ともに健康な20歳以上の		が必要です。			
	子どもを預かれる人					
	(講習会の受講が必要)					

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
ホームスタート	未就学児のいる保護者	子育て中の家庭をボランティアが訪問して子育ての悩み	地域子育て支援センター
(家庭訪問型	・妊婦	を聞いたり、一緒に家事等を協働します。	にじのひろば
子育て支援)		無料で利用できます。	光町15番15号 Tel23-3801
	昼間保護者のいないお	保護者が昼間いない児童に対し授業終了後適切な遊び	※入会手続が必要です。各クラ
 放課後児童クラブ	おむね幼稚園児~小学	及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図ります。	ブに直接お申込みください。
	生までの児童	(利用料金) 有料	

◆ 給付支援係 内線 1263~1265 ※ 直通 21-1427

【児童等を対象とする支援】

				中学校修了までの児童	児童を養育する家庭の生活の安定と児童の健	全な育成及	手当を受給するためには、申請
				(15歳到達後、最初の	び資質の向上を目的とし、中学校修了までの	児童を対象	が必要です。
				3月末までにある児童)	に手当が支給されます。		詳しくは、給付支援係にお問合
				の父母又は養育者	(支給額) 0歳~3歳未満(一律)	15,000円	せください。
児	帝	手	714		3歳~小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円	
76	里	7	=		// (第3子以降)	15,000円	
					中学生(一律)	10,000円	
					特例給付(所得制限該当者)	5,000円	
					児童を養育している方の所得が所得上限限度	額以上の	
					場合、児童手当は支給されません。		

【ひとり親家庭等を対象とする支援】

	父母の離婚、父又は母	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉	手当を受給するためには、申請
	の死亡等により父又は	の増進を図ることを目的としています。	が必要です。
	母と生計が異なる児童		詳しくは、給付支援係にお問合
	や父又は母に障がいが	(支給額)	せください。
	ある児童の父母又は養	区分全部支給の場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
児童扶養手当	育者	児童1人 月額 45,500円 月額 45,490円~10,740円	
(所得制限あり)	(18歳到達後の最初の	児童2人目 加算額 10,750円 加算額 10,740円~ 5,380円	
	3月31日まで。中程度		
	以上の障がいを持つ児	児童3人目以降 加算額 6,450円 加算額 6,440円~ 3,230円	
	童は満20歳の誕生月	※上記支給額は令和6年度の支給額です。	
	まで)		
	○ひとり親家庭	〇母子父子寡婦福祉資金貸付	母子・父子自立支援員にお問合せ
	○寡婦	母子・父子家庭及び寡婦、父母のいない20歳未満の	ください。
		児童を対象に、無利子または低利子で各種資金の貸	直通 21-1701
		付を行います。	
		〇高等職業訓練促進給付金事業 	
		母子家庭の母・父子家庭の父が、就職に有利な資格	
		や技能を習得するために、1年以上養成機関で修業	
母子父子寡婦福祉 支援サービス		する場合、修業期間中の生活費の一部を支給します。	
又版り一に入		〇自立支援給付金事業	
		母子家庭の母・父子家庭の父が、就職に有利な技能	
		・資格を身に付けるために、指定教育講座を受講し、	
		終了した場合、受講料の6割を支給します。(上限20万円)	
		○JR通勤定期割引	
		児童扶養手当を受給している世帯を対象に、通勤定	
		期が3割引きで購入できます。	
		通学定期は割引対象になりません。	

【障害児を抱える家庭を対象とする支援】

	心身に中程度以上の障	(支給額)		手当を受給するためには、申請
特別児童扶養手当	がいのある児童を養育	1級(重度)	1人につき月額55,350円	が必要です。
(所得制限あり)	している父母又は養育	2級(中度)	1人につき月額36,860円	詳しくは、給付支援係にお問合
	者(満20歳の誕生月まで)	※上記支給額は	は令和6年度の支給額です。	せください。

事業名 対象者 サービス内容	谷 寺	手 続き等
----------------	-----	-------

【子どもやひとり親家庭等の医療に関する支援】

	別府市内に住所を有	未就学児及び小中	学生、高校生	等について通院・入院・	助成を受けるためには、申請が
	する未就学児及び	歯科・調剤の保険	給付にかかる	5一部負担金のうち附加給	必要です。詳しくは、給付支援
	小中学生、高校生等	付金及び高額療養	費を控除した	:額を助成します。小中学	係にお問合せください。
	(18歳到達後の3月31日	生、高校生等についる	ては世帯の課税	犬況により一部自己負担あり。	
	まで)	対象年齢	対象となる医療費	一部自己負担金	
別府市子ども 医療費助成事業	·	未就学児(0歳から6歳到達 後の最初の3月末まで)		なし	
		市町村民税非課税世帯の 小中学生(15歳到達後の最 初の3月末まで)	入院・通院・ 歯科・調剤の	なし	
		市町村民税課税世帯の小 中学生、高校生等(18歳到 達後の最初の3月末まで)		○入院の保険診療分は自己負担なし ○通院・歯科: 医療機関ごと1日500 円まで(負担上限: 月4回まで、5回目 以降は無料。月最大2,000円) ○調剤の保険診療分は自己負担なし	
	別府市内に住所を有す	保険給付にかかる	一部負担金0)うち附加給付金及び高	助成を受けるためには、申請が
	るひとり親家庭等(父	額療養費を控除し	た額を助成し	,ます。	必要です。詳しくは、給付支援
	又は母が政令で定める	ただし、父母につ	いては一部自	1己負担があります。	係にお問合せください。
別府市ひとり親家庭	程度の障がいの状態で				
等医療費助成事業	ある家庭を含む)の親	外来1医療機	輿:1⊟500円]まで 月4回	
	及び児童又は父母のな	入院	:1日500円	月14回	
	い児童(18歳到達後最				
	初の3月31日まで)				

■ こども家庭課

●こども家庭センター

◆ こども支援係 内線 6791・6792 ※ 直通 21-1239

【児童虐待防止等について】

	子どもとその家庭及び	子育ての困りや気がかりなことなど、専門の相談員	こども家庭課(別府市こども家庭センター)
	妊産婦等	が対応いたします。	直通21-1239
要 保 護 児 童対 策 事 業		こども家庭課(月~金曜日)	別府市こども家庭センター 光の園
7) 水		別府市こども家庭センター 光の園(24時間対応)	090-1348-0874
			080-3371-0874

【児童等を対象とする支援】

	別府市民で家庭におけ	施設において子どもを一時的に預かります。	※利用申請書が必要です
	る養育が一時的に困難	利用期間	※利用者負担金あり
	になった児童や経済的	ショートステイ:原則 1月につき1回かつ7日以内	詳しくは、こども家庭課に
子育て短期支援	その他の理由により緊	トワイライトステイ:平日夜間(17:00~21:00)	お問合せください。
(ショートステイ・トワイライトステイ)	急・一時的に保護を必	(原則 年間30日以内):休日(8:00~17:00)	
事業	要とする親子、一時的	利用事由:疾病・育児疲れ・出産・看護・事故・冠婚葬祭・	
	に保護者と離れること	失踪・転勤・出張及び学校等の公的行事への	
	を希望する児童(保護	参加など。	
	者の同意が必要)		

◆ 母子保健係 内線 6788・6789 ※ 直通 21-1117

【母子保健について】

	· -		
母子健康手帳交付	妊娠の届出をした人	妊娠の経過、出産の状況、子どもの発育・発達を記録す	こども家庭課(別府市こども家庭
母于健康于假文的		る手帳を交付します。	センター)で交付します。
日子健康教育	市民全般	妊婦、乳幼児がいる保護者に対して、母子保健に関する	
马丁姓脉 扒 月		講話を行っています。	
	市民全般	●電話・来所相談:随時	
妊婦・乳幼児		妊娠・出産、育児や子どもの健康・栄養・食事に関す	
相談		ることを気軽に相談できます。	詳しくはこども家庭課(別府市こ
			ども家庭センター)にお問合せく
	乳幼児	3~5か月児・6~8か月児・9~11か月児・1歳6か月児・	ださい。
乳幼児健康診査		2歳6か月児(歯科) ・3歳5か月児の健康診査を行ってい	
		ます。	
訪問指導	妊産婦・乳幼児	家庭を訪問し、身体計測や育児・健康に関する相談を	
別 り 拍 等		行っています。	

事 業 名 対 象 者	サービス内容等	手 続 き 等
-------------	---------	---------

【その他のサービスについて】

小 児 慢 性 特 定 疾病児童等日常 生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童等	日常生活用具の給付	詳しくはこども家庭課(別府市こ ども家庭センター)にお問合せく
未熟児養育医療助 成 事 業	指定養育医療機関にお いて入院養育が必要と	未熟児治療に必要な医療費の一部を負担	ださい。
	認められた未熟児		

■ 障害福祉課 ●障がい者の福祉に関すること

◆ 管理係 内線 1162・1164 ※ 直通 21-1413

【医療】

	①身体障害者手帳1級	重度心身障がい者に対し医療費の一部を支給します。	
	・2級②療育手帳	病院等で支払った自己負担額を助成します。	
	A1・A2③身体障害者	※自己負担額が一月1,000円に満たないときや保険の	
重度心身障害者	手帳3級かつ療育手帳	きかない医療費、高額医療にかかわる部分について	詳しくは障害福祉課にお問合せ
医療費の助成	B1④精神障害者保健	は対象になりません。	ください。
	福祉手帳1級		
	※上記①~④	※所得制限あり	
	いずれかの所持者		

【生活環境の改善】

身体障害者福祉 センター管理 運営事業	市民全般	身体障がい者をはじめ市民のスポーツ・体力づくり・ 機能回復訓練などの幅広い利用を図ります。	別府市身体障害者福祉センター 鶴見台中学入口上Tel21-9093
心 身 障 害 者 福祉手当支給事業	身体・療育・精神障害 者手帳所持者	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し て福祉手当を支給し福祉の増進を図ります。	
特 別 障 害 者手当等支給事業	在宅の重度障がい者 ※身体手帳1,2級程度の 障がい・重度知的障がい が2つ以上あるか、それ と同等以上の状態の方	重度な障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する方のために手当を支給し、負担軽減を図ります。	詳しくは障害福祉課にお問合せ ください。

【社会参加】

福祉	身 障 害 â 上 タ ク シ - á 支 給 事 ၨョ	- 者手帳所持者	身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対し 福祉タクシー手当を支給することにより、社会参加を 促進します。	
₹	თ f	障がい者等	その他にも、「市営温水プール使用料の免除(スポーツ推進課)」 「有料道路の割引」「バス等交通機関の運賃の割引」「所得税 や住民税の控除(市民税課)」「NHK受信料の減免」等があり ます。	詳しくは障害福祉課等にお問合 せください。

◆ 支援係 内線 1161・1163・1165・1166・1167 ※ 直通 21-1413

【在宅福祉サービス】

居	宅	介	護	在宅の身体・知的・	ホームヘルパーを自宅等に派遣し、介護・家事等、日	
(ホ	ーム	ヘル	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	精神障がい者(児)	常生活を営むのに必要な援助を行います。	
サ	— t	ご ス)	及び難病患者等	※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)	
				重度の視覚障がい者	視覚障がいにより、移動が困難な方に、外出時に同行し	
同	行	援	護		移動の支援等を行います。	
					※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)	
				在宅の身体・知的・	常に介護が必要な方に、主に昼間に、施設で入浴・排せ	詳しくは障害福祉課にお問合せ ください。
生	活	介	護	精神障がい者	つ・食事等の介護や創作的活動等の機会を提供します。	1,220
				及び難病患者等	※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)	
				在宅の身体・知的・	家族の病気等により一時的に保護が必要になったとき、	
短	期	入	所	精神障がい者(児)	障害者支援施設等に短期間の入所をさせ、入浴・排せつ	
Y	**73	^	771	及び難病患者等	・食事その他の必要な支援を行います。	
					※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)	

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
	このサービスの利用を	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体	
 ・訪問入浴サービス	図らなければ入浴が困	の清潔を保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉	詳しくは障害福祉課にお問合せ
一切的人はり一て人	難な在宅の身体障がい	の増進を図ります。	ください。
	者		

【医療】

自立支援医療	18歳以上の身体障害者 手帳所持者 (更生医療) 18歳未満で対象となる 障がいを有する者 (育成医療)	特定の手術や継続的な通院に係る医療費を公費で負担します。※治療開始前に申請が必要です。 ※自己負担額は1割で所得に応じて月額の自己負担上限額を設けます。 特定の手術や継続的な通院に係る医療費を公費で負担します。※治療開始前に申請が必要です。 ※自己負担額は1割で所得に応じて月額の自己負担上限額を設けます。	詳しくは障害福祉課にお問合せください。
	精神疾病で継続的な通 院をしている者 (精神通院)		

【生活環境の改善】

身体障害者(児)	身体障がい者等	身体障がい者等及び難病患者等に対して、日常生活用具	
日常生活用具	及び難病患者等	(小規模な住宅改修を含む)の給付をすることにより、	
給 付 事 業		日常生活の支援を行います。※自己負担あり	
	重度身体障がい者	一人暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で急病や災	
在宅重度障害者	(世帯状況により所	害等の突発的な事態が発生した時のために、簡単な操	
緊急 通報	得制限あり)	作で緊急通報センターに自動通報します。	
システム事業		24時間体制の移動協力員が直ちに訪問援助を行い、重	
		度障がい者の日常生活での安全を確保します。	
在宅重度心身障害	在宅の重度障がい者、	障がい者またはその保護者が住宅設備等を改善する費	
者 住 宅 改 造	またはその保護者	用を助成することにより、快適な生活環境の整備を支	
助 成 事 業 	(所得制限あり)	援します。	
在宅重度障害者	在宅の重度障がい者	在宅重度障がい者に対し、地震等の災害対策のために	詳しくは障害福祉課にお問合せ ください。
家具転倒防止事業		家具等の転倒防止器具を設置します。	1,220
454750	精神障がい者、知的障	食事の世話等の生活援助システムを備えたグループホ	
共 同 生 活 援 助 (ク ゙ ル - フ ゚ ホ - ム)	がい者、身体障がい者	ームで生活を営む精神・知的・身体障がい者及び難病	
	及び難病患者等	患者等に対し、自立の援助を行います。	
福祉ホーム	障がい者等	住居を必要としている人に低額な料金で居室等を提供	
福 祉 ホ ー ム 		するとともに、日常生活に必要な支援を行います。	
	身体障がい者	身体障がい者及び難病患者等に対して日常生活の身体上	
補装具費支給	及び難病患者等	の不自由を補完するため、車いす等の補装具費を支給(
(購入・貸与・修理)		購入・貸与・修理)いたします。	
事業		※自己負担額は1割(所得に応じて負担上限額の設定	
		があります)	
·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【社会参加】

手話通訳設置事業	聴覚障がい者等	聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進	
于 市 世		するため,手話通訳者を障害福祉課に設置しています.	
	聴覚障がい者等	手話を用いて、コミュニケーションの円滑化を支援す	
手話通訳派遣事業		るため、聴覚障がい者等の申し出により登録された手	
		話通訳者を派遣します。	詳しくは障害福祉課にお問合せ
在宅障がい者	在宅の障がい者及び	在宅の心身障がい者及びその介護者にふれあいの機会	ください。
の交流事業	その家族	を設けて相互の親睦を図り社会参加の促進を図ります	
DE D 7 1 0 4 1	在宅の障がい者	障がい者の自立と社会参加の促進を図るために、上記	
障害者社会参加 促 進 事 業		事業より他に点字・声の市報等の発行事業,移動支援,	
L 是 事 未		運転免許の取得、自動車改造費の助成等を行います。	

事 業 名 対 象 オ	サービス内容等	手 続 き 等
-------------	---------	---------

【訓練等】

地域活動支援	障がい者等 難病患者等	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流 の促進その他自立した日常生活及び社会生活を営むた	
センター	無例忠 有守	の促進での他自立した口帯主活及び社会主活を呂むた めに必要な支援を行います。	
		自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間に	
	障がい者等	おける身体機能や生活能力向上のために必要な訓練をし	
自 立 訓 練	難病患者等	ます。	デースは空空気が悪にも明るせ
		※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)、	詳しくは障害福祉課にお問合せ ください。
		その他食事等実費負担あり	
		通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提	
		供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の	
就労継続支援	障がい者 難病患者等	向上のための訓練をします。	
	XEN 1/6/ EI /3	※利用者負担額は1割(所得区分による上限設定あり)、	
		その他食事等実費負担あり	

【別府市委託基幹相談支援センター】

農リハと ** リテーションセンター	障がい者とその家族 難病患者等とその家 族	障がい者や難病患者等、又はその家族を支援するため、 各種相談や情報提供を総合的に行っています。 (相談支援の内容) 福祉制度に関する相談、在宅福祉サービスの利用援助や 専門機関の紹介等。衣食住等の生活上の相談支援および 家庭や職場訪問等。	(相談受付) 農協共済別府リルドリテーションセンター 鶴見1026-10 TeL67-1897 ※24時間受付 ※来所・訪問 8:30~17:00 (相談受付) 障害者相談支援センター たいよう 大字内竈1393-2 TeL66-1674 ※24時間受付 ※来所・訪問 8:30~17:00 (相談受付) 別府発達医療センター 荘園町6-4 TeL25-9758 ※24時間受付 ※来所・訪問 8:30~17:00
障がい者地域生活 支援センター泉			(相談受付) 地域生活支援センター泉 富士見町12-13 Tat.25-3443 ※24時間受付(緊急時のみ) ※来所・訪問 9:00~17:00

[※] その他別府市指定の相談事業所においても障害福祉サービス等の相談や情報提供を行っています。 詳しくは障害福祉課にお問合せください。

■ ひと・くらし支援課

- ●生活保護に関すること●ふくしの相談窓口●要保護者等情報受付窓口●民生委員・児童委員、日赤奉仕団の事務関係●行旅病人等

◆ ひと・くらし支援第1係~第4係 内線1111~1117・1197 ※ 直通 21-1113

生活保護の申請	生活困窮者	生活保護の申請ができる人は、本人、その扶養義務者、	ひと・くらし支援課にて相談を
土冶体機の中間		またはその他の同居の親族です。	受けています。
保護受給者に関する	生活保護受給者	生活保護受給者に関する情報により、調査を行い、必要	ひと・くらし支援係までご連絡
情報 提供		な場合は適正な指導を行います。	ください。

◆ 地域福祉推進係 内線1144・1145・1146 ※ 直通 21-1003

	家庭内で福祉に関する複数の困りごと(介護・子ども・	地域福祉推進係までお問合わせ
ふくしの相談窓口	障がい・生活困窮等)を抱えている方の相談を受けとめ	ください。
	適切な課や機関に繋げます。	

事 業 名 対 象 者	サービス内容等	手 続 き 等
-------------	---------	---------

◆ 福祉政策係 内線1147·1148·1149 ※ 直通 21-1003

要 保 護 者 等情 報 受 付 窓 口	福祉による救済等が 必要な方	福祉による救済等が必要な場合は、連絡してください。 緊急対応後当窓口で担当課を整理します。	
民生委員・児童委員 に つ い て		民生委員・児童委員活動等の相談を受付します。	
赤十字活動について		募金や講習会等の赤十字活動についてのお知らせ・ 相談を受付します。	- 短礼功笠返までも問令サイギャル
行旅病人・死亡人に ついて	救護者のいない旅行者 等	徒歩等により目的地まで向う旅行者で、病気になり治療費がない、救護者がいない等で困窮している場合、 また、旅行中に死亡して親族等が見つからない場合に その要した費用を負担します。	福祉政策係までお問合せください。
旅費困窮者について	旅費に困窮している方	徒歩等により目的地まで向う旅行者で、金銭に困窮している方に対し、大分市または日出町までのJR乗車券との引換証を交付します。	

■ 健康推進課

●心と体の健康づくりの推進・普及・啓発などの事業 を行います。

◆ 健康企画係 ・成人保健係・感染症対策係 内線 7401~7412 ※ 直通 21-2188

【成人・老人保健について】

健	康	教	育	市民全般	栄養・運動・休養・病気・フレイルの予防などの健康	
陡	沢	狄	Ħ		づくりに関する講話を行っています。	
				市民全般	●電話・来所相談:随時	健康推進課にお申込みください。
健	康	相	談		ご自身やご家族の健康(栄養、運動、休養、病気の予	
					防などに関すること)の相談に応じています。	
				市民全般	各種がん検診(胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳	※各月の市報・市ホームページを
健	康	診	查	※年齢の設定あり	がん・前立腺がん)・骨そしょう症検診・肝炎ウィルス検診・生	ご参照ください。
					活習慣病健診等を行っています。	
成訪		・・老	人	市民全般	家庭を訪問し、血圧測定などを行い、健康(栄養、運動、	
訪	問	指	導		休養、病気の予防など)に関する相談に応じています。	 健康推進課にお申込みください。
_	- z	の相	≕火	市民全般	困り事や不安な気持ち、眠れないなどの悩みに関する	関係]性医球にの中心のへんこうい。
ٔ ت	C 9	マノ 作出	鈥		相談に応じています。	

【その他のサービスについて】

I CONTROL O	11000		
	市民全般	<こどもの予防接種>	対象年齢や指定医療機関などに
		B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、五種混合、	ついては必ず市報・市ホームペ
		不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合(MRワクチン)、	ージなどで確認してください。
		麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、	現時点で分かっている情報のため、
		ロタ	今後、追加や変更になる可能性も
予 防 接 種		<おとなの予防接種>	あります。
		高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、	
		風しん(追加的対策)、新型コロナワクチン	
		<任意接種の助成>	
		おたふくかぜ(こども)、風しん(成人の風しん)、	
		帯状疱疹	
在宅当番医制	市民全般	日曜・祝日・年末年始の休日における医療を行います。	当番医は市報・市ホームページ
任七二田区的			などでご確認ください。
+ + - +	乳幼児から中学生まで	毎日	別府市医師会地域保健センター
夜間こども診療 夜間こども薬局		※診療時間 19:00~23:00(受付22:30まで)	(別府市保健センター内)
人間ここの末島			西野口町15番33号 Tel26-4000
* 2 * * 4 = =	市民全般	休日及び夜間に発生した第2次救急医療の輪番体制を整	第2次救急医療機関への搬送は
第 2 次 救 急 医 療 輪 番 制		備しています。	救急隊員または在宅当番医の判
ניווי בו שודד			断によります。

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
	市民全般	土曜・日曜・祝日・年末年始の休日における歯科診療を行い	別府口腔保健センター
休日歯科診療等		ます。※ゴールデンウィーク、お盆、年末年始は当番医制。	(別府市保健センター内)
		詳しくは市報・市ホームページなどでご確認ください。	西野口町15番33号 Tel21-5657
		●全血献血 400ml…男性17歳以上、体重50kg以上	日時・場所は市報・市ホームペ
献血推進	17~69歳の人	女性18歳以上、体重50kg以上	ージなどに掲載いたしますので
			ご参照ください。

【一般介護予防事業のサービス】

介 教	護	予	防 室	65歳以上の方	認知症やフレイル予防等につながる教室を開催してい ます。	市報又は個人通知等で参加者を 募集します。
ボラ養	ラン 成	ティ 講	ア座	地域で通いの場を運 営したい方	通いの場の運営に必要な知識や技術を学んでいただく プログラムです。	
週 1 体 操	元気	i.アッ 及事	プ業	住民主体で週に1回 介護予防体操に取り 組みたい団体	住民が主体となって週1回集まって体操を行う団体に、 体操の指導者を4回派遣し、活動の立ち上げを支援しま す。	団体の代表者から申込み。 団体に出向き、事業の主旨や体操 の説明も行っています。 詳しくは、健康推進課までお問合 せください。

■ 生活環境課 ●ごみ出し支援に関すること

◆ 清掃事務所(別府市大字内竈3611番地) TL66-5353

福祉収集事業	65歳以上の高齢者、または障がいをお持ちで、 ①要介護認定、要支援認定を受けている 単身者または認定者のみで構成される世帯 ②障がい者手帳などをお持ちの単身者または障がい者のみで構成される世帯上記①②のいずれかに該当する方	家庭から排出される「ごみ」及び「資源物」を所定の排出場所へ排出することが困難な、高齢者、または障がいを持っている方(世帯)の玄関先まで、回収に伺う事業です。 収集は、週に1度決まった曜日にお伺いします。 「もやすごみ」「もやさないごみ」「缶・びん・ペットボトル」「古紙・古布」を別府市のルールに則って分別していただく必要があります。 申請者の任意にはなりますが、収集の際の安否確認として「声掛け」をすることもできます。	■申請手続き 1.申請書 高齢者福祉課・障害福祉課・ 生活環境課に備えています。 2.申請書の提出 必要事項を記入(代筆可)の 上、申請書を高齢者福祉課また は障害福祉課に提出して下さい。 ケアマネジャー、相談員の所見が 必要となります。 申請は本人のほか、親族等代理 の方でも構いません。 ※添付書類 介護保険被保険者証や障害者

■ 別府市社会福祉協議会 別府市上田の湯町15-40 1126-6070

	●低所得者世帯	低所得者・障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と	〇民生委員·児童委員意見書
	●障がい者世帯	必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立、	○連帯保証人1名必要
4 7 4 1 7 7	●高齢者世帯	及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促	※ただし連帯保証人を確保
生活福祉資金 貸 付 事 業		進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目	できない場合でも貸付は
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		的とします。なお、生活困窮者自立支援法に基づく各	可能です。
		事業と連携し、効果的・効率的な支援を実施すること	
		により、生活困窮者の自立の促進を図ります。	
	低所得世帯	低所得世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、	〇民生委員·児童委員意見書
福祉資金貸付事業		その経済的な自立と生活意欲の助長促進を図り、安定	○連帯保証人1名必要
		した生活を送れるようにすることを目的とします。	
	70歳以上の一人暮らし、	一人暮らしの高齢者(70歳以上)または、高齢者世帯	社会福祉協議会特別会員に加入する
愛の訪問事業	75歳以上の高齢者世帯	(75歳以上)で見守りが必要な方に対して、乳酸菌の	こと
(乳酸菌飲料宅配) 福祉機器の貸出	で見守りが必要な方	配達を通じて安否確認と孤独感の解消に努めます。	(年間2口以上の会費を納入2,000円)
	在宅の高齢者・障がい	在宅生活において、車いすの利用が必要と思われる高	要介護1の方までが対象です。
	者等	齢者や障がい者の方に、車いすを無料で貸出します。	入院・入所中の方の貸出は不可

事 業 名	対 象 者	サ ー ビ ス 内 容 等	手 続 き 等
福祉ちょっと知っとこう出前講座	地域住民団体等	住民に身近な福祉問題について関係機関と連携し、	申込書を提出
		わかりやすく説明に出向き、地域住民による支えあい	(HPから出力可)
		の福祉のまちづくりへの推進を図ります。	
	活動支援	スポーツ活動、文化・芸術活動などに興味や学びたい	活動支援の申請は随時受け付て
	(小学生・中学生対象)	気持ちを持った小・中学生を対象に、経済的事情によ	います。
		り活動の継続を断念しなければならないことを防ぐた	※なお、年間の予定予算額を超
		め意欲・才能のある子どもたちを対象に用具購入の助	えた場合には申請受付を打ち切
別府っ子応援事業		成をします。	る場合があります。
●活動支援	奨学金支援	別府市奨学金事業該当世帯で経済的な困難を抱える学	
●奨学金支援	(高校生対象)	生への修学意欲に支障をきたさないために、意欲・才	
●生活環境支援		能のある子どもたちに対して年1回奨学金として支援	
●福祉教育の推進		します。	
●子ども食堂への	生活環境支援	浴室給湯設備整備されていない市営住宅に入居の決まっ	相談および申請受付は、別府市
支援	(妊婦又は18歳未満	た妊婦又は18歳未満の子どものいる世帯で、別府市の	役所施設整備課です。
	の子がいる世帯)	補助金申請した世帯かつ社会福祉協議会給付金を申請	
		請した世帯を支援します。	
	福祉教育の推進	児童生徒及び保護者を対象に福祉教育を通じて、心の	
	(幼・小・中学生対象)	醸成やボランティア活動へのきっかけづくりに繋げま	
		す。	
	子ども食堂への支援	子ども食堂を開始、運営するうえで必要な手続き等の	子ども食堂への助成金について
	(子ども・運営者)	情報提供や経費の一部を支援したり、実際に支援が必	は、募集期間を定めています。
		要な家庭にパントリーとして食料提供や行政と連携で	
		きるよう繋ぎ役としての役割をはたします。	
ボランティアセン	個人・ボランティア団	災害・介護支援・有償等ボランティア全般の人材発掘・	
	体・災害ボランティア	育成・援助や活動相談等を行うとともに、活動者・グ	
ター事業	・ちょいボラ・介護支	ループへの援助等交流の場の提供、その他各種連絡調	
	援ボランティア登録者	整を図ります。	
	地域住民	地域でのイベントやサロン活動などで使えるレクリエー	社協会員または、社協の地域福
レクリエーショ	団体等 	ション用品等の貸し出しを行うことで、活動の活性化を	祉事業に協力していること
ン・福祉備品貸出 事 業		図り、住民間の交流促進を図ります。	
, x		貸出期間:1週間以内	
	=======================================	貸出費用:無料	
	認知症などにより判断		相談や申立支援等の利用料は
別府市成年後見支援センター		後見開始申立の書類作成や家庭裁判所への同行支援を	無料です。
又版ピンタ	・家族、相談支援機関		
	等したがよりできない	者がいない場合の相談にも応じます。	
日常生活	判断能力が十分でない		
自立支援事業	方で、お金の出し入れや書類の保管等に不安		
(あんしんサポート)			
	のある方 要介護認定を受けた方	伝いを行います。 介護支援専門員が介護保険の申請、相談、サービス計	 介護保険被保険者証が必要です。
居宅介護支援事業	安川設認定を受けた方 で、介護サービスを必	万歳又抜寺 貞が万歳休陝の中韻、柏畝、リーロス計 画の作成、サービス事業所への連絡・調整等を行います。	八支小沢水沢石皿が少女です。
一 5 7 段入级事本	要とする方	一回の下放、	
	生活保護受給者以外で	ご家庭や地域のなかで起こる困りごとや不安等を相談	
 別府市生活困窮者	基内保護支配省以外で 様々な事情により、生		
加州印土冶图躬名 自立相談支援事業	活を維持することがで	できる制度を一緒に考え、解決に向けて継続した支援	
	きずお困りの方	を行います。	
即应主题如点处理	地域住民	認知症の人にやさしい街づくりのための活動。認知症	
別府市認知症地域 支援・ケア向上	関係団体 等	に関する相談や研修会の実施。また認知症を正しく理	
推進事業	izarismart. M	解促進のための普及啓発活動を行う。	
	原則として40歳以上で		
	、在宅生活をしており	医療機関への受診が必要な場合の訪問支援対象者への	
	、かつ認知症が疑われ	動機づけや継続的な医療・介護サービスの利用に至る	
認知症初期集中	る人又は認知症の人で	までの支援など	
支援事業	医療介護サービスを受	(安定的な支援に移行する間として、概ね最長で6ケ月)	
	けていない者、又は中		
	断している者		
	HIO CALOLE		<u> </u>